

静岡県告示第110号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

- 1 解除に係る保安林の所在場所
駿東郡小山町湯船字湯船原1236の9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅